

川崎市公共建築物等における環境配慮基準

(目的)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 2 号）（以下、「温対条例」という。）、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日規則第 9 0 号）（以下、「施行規則」という。）及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 0 号）（以下、「公害防止条例」という。）に基づき、川崎市が整備する公共建築物等に求められる環境配慮の水準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物等の整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。また、各基準における用語の定義は、それぞれ別紙で定める。

- (1) 建築 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 項十三号に定義する建築をいう。
- (2) 新築 建築物の存在しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど、増築及び改築に該当しないものをいう。（同一敷地内に既存建築物と別棟で建築する場合を含む）
- (3) 増築 1 の敷地内にある既存建築物の延べ面積を増加させること（面積を追加させること）をいう。
- (4) 改築 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを建てること。著しく異ならない範囲については、建て替えた後の建築物の床面積の合計が従前の建築物の床面積の合計の 1. 5 倍以下であるものとする。

(基本的事項)

第 3 条 公共建築物等の整備に関する基本的事項は次の各号による。

(1) 基本方針

温対条例第 6 条に規定する「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」及び公害防止条例第 1 2 7 条の 2 に基づき、公共建築物等の整備に際し、建築物等のエネルギー消費性能の向上及び環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

(2) 配慮すべき事項

公共建築物等の整備に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）」に定めるものとする。

(環境配慮の基準)

第4条 市公共建築物を建築する際、川崎市が遵守しなければならない基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 市公共建築物における太陽光発電設備設置基準
- (2) 市公共建築物におけるZEB化基準
- (3) 市公共建築物等の駐車区画における電気自動車等用充電設備設置基準

2 前項各号に掲げる基準については、それぞれ別に定める。

(事務所掌)

第5条 環境配慮基準の事務の所掌は次のとおりとする。

- (1) この基準並びに前条第1項第1号及び第2号は、環境局脱炭素戦略推進室とする。
- (2) 前条第1項第3号は、環境局環境対策部地域環境共創課とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。